

(新)

貿易一般保険申込書

(2年未満案件) (輸出契約/仲介貿易契約)

年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

貿易一般保険約款及びこれに関する規定並びに※ 年 月 日付内諾番号 による内諾の内容を承認し、貿易一般保険(個別)手続細則第2条の規定に基づき、次のとおり貿易一般保険を申し込みます。
本件の貿易一般保険を申し込むに当たっては、当社が知りうる限りにおいては、当社並びに当社の役員、従業員及び代理人が本件に関連して不正競争防止法(平成5年法律第47号)に違反する贈賄行為にかかわっていないこと及び今後ともかかわらないことを誓約します。
また、当社並びに当社の役員、従業員及び代理人が不正競争防止法の贈賄に関する規定に違反した罪により起訴されていないこと及び過去5年間に有罪判決を受けていないことを誓約します。
※内諾の手続を要しなかった案件については内諾番号及び日付は記入不要です。

保険契約者

保険利用者コード:

住所:

企業名:

役職名:

氏名:

印

被保険者

保険利用者コード:

住所:

企業名:

役職名:

氏名:

印

保険金受取人

保険利用者コード:

住所:

企業名:

役職名:

氏名:

印

Table with contract details including contract type, dates, amounts, and insurance terms. Includes sections for contract type, dates, amounts, and insurance terms.

枝番が2以上ある場合は別紙様式1-1その2に記載してください。

(裏面へ続く)

(旧)

貿易一般保険申込書

(2年未満案件) (輸出契約/仲介貿易契約)

年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

貿易一般保険約款及びこれに関する規定並びに※ 年 月 日付内諾番号 による内諾の内容を承認し、貿易一般保険(個別)手続細則第2条の規定に基づき、次のとおり貿易一般保険を申し込みます。
本件の貿易一般保険を申し込むに当たっては、当社が知りうる限りにおいては、当社並びに当社の役員、従業員及び代理人が本件に関連して不正競争防止法(平成5年法律第47号)に違反する贈賄行為にかかわっていないこと及び今後ともかかわらないことを誓約します。
また、当社並びに当社の役員、従業員及び代理人が不正競争防止法の贈賄に関する規定に違反した罪により起訴されていないこと及び過去5年間に有罪判決を受けていないことを誓約します。

保険契約者

住所:

氏名:

印

被保険者

住所:

氏名:

印

保険金受取人

住所:

氏名:

印

※内諾の手続を要しなかった案件については内諾番号及び日付は記入不要です。

Table with contract details including contract type, dates, amounts, and insurance terms. Includes sections for contract type, dates, amounts, and insurance terms.

(裏面へ続く)

(新)

特約	<input type="checkbox"/> 外貨建特約	<input type="checkbox"/> 知的財産権等の特約	増加費用てん補
	<input type="checkbox"/> 支出費用特約	<input type="checkbox"/> フルターンキー特約	
	<input type="checkbox"/> その他()		非常危険: _____ %
備考			

告知事項

※非常危険のみの付保の場合は告知不要です。
 ・下記「告知事項」①～③のいずれかに該当することから、以下の通り告知いたします。
 ・下記「告知事項」に記入した内容は、事実と相違ありません。
 ・記入内容が事実と相違した場合や告知内容に漏れがあった場合は、貿易一般保険約款第21条に基づき、保険契約を解除される場合があることを了解しています。

①輸出契約等の相手方との間で決済期限が到来する債権について、決済期限に決済が予定通り行われず、45日以上の遅延が発生し、現時点において解消されていないこと 有

②輸出契約等の相手方が、操業停止状態にある、又は破産その他これに準ずる事由の準備段階にあることを知ったこと 有

③その他、損失を受けるおそれのある重要な事実のあることを知ったこと 有

上記で「有」と回答した告知事項について

告知事項番号	内容説明

(旧)

告知欄	「重要事項説明書」及び商品パンフレットを受領し、又はホームページ(http://www.nexi.go.jp)からダウンロードして、その内容を確認・了解した。 <input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ
-----	---

- ・下記「告知事項」①～③のいずれかに該当することから、以下の通り告知いたします。
- ※非常危険のみの付保の場合は告知不要です。
- ・下記「告知事項」に記入した内容は、事実と相違ありません。
- ・記入内容が事実と相違した場合や告知内容に漏れがあった場合は、貿易一般保険約款第21条に基づき、保険契約を解除される場合があることを了解しています。

告知事項

①輸出契約等の相手方との間で決済期限が到来する債権について、決済期限に決済が予定通り行われず、45日以上の遅延が発生し、現時点において解消されていないこと 有

②輸出契約等の相手方又は代金等の支払人が、操業停止状態にある、又は破産その他これに準ずる事由の準備段階にあることを知ったこと 有

③その他、損失を受けるおそれのある重要な事実のあることを知ったこと 有

上記で「有」と回答した告知事項について

告知項目番号	内容説明

(新)

別紙様式第1-1その2(貿易一般保険申込書(2年未満案件)(輸出契約/仲介貿易契約))

(旧)

枝番	仕向国	(国コード:)		
01	船積予定時期	年 月 日から 年 月 日まで		
	契約金額(建値)	保 険 価 額	船積前対象額(FOB額)	船積後対象額(建値)
	通貨: _____ 契約金額: _____		金額: _____	金額(元本): _____ (金利): _____
枝番	仕向国	(国コード:)		
02	船積予定時期	年 月 日から 年 月 日まで		
	契約金額(建値)	保 険 価 額	船積前対象額(FOB額)	船積後対象額(建値)
	通貨: _____ 契約金額: _____		金額: _____	金額(元本): _____ (金利): _____
枝番	仕向国	(国コード:)		
03	船積予定時期	年 月 日から 年 月 日まで		
	契約金額(建値)	保 険 価 額	船積前対象額(FOB額)	船積後対象額(建値)
	通貨: _____ 契約金額: _____		金額: _____	金額(元本): _____ (金利): _____
枝番	仕向国	(国コード:)		
04	船積予定時期	年 月 日から 年 月 日まで		
	契約金額(建値)	保 険 価 額	船積前対象額(FOB額)	船積後対象額(建値)
	通貨: _____ 契約金額: _____		金額: _____	金額(元本): _____ (金利): _____

(新)

貿易一般保険申込書 (技術提供契約等)

独立行政法人日本貿易保険 御中 年 月 日

貿易一般保険約款及びこれに関する規定並びに※ 年 月 日付内諾番号 による内諾の内容を承認し、貿易一般保険(個別)手続細則又は知的財産権等のライセンス契約に係る貿易一般保険の取扱い(個別保険)についての規定に基づき、次のとおり貿易一般保険を申し込みます。

本件の貿易一般保険を申し込むに当たっては、当社が知りうる限りにおいては、当社並びに当社の役員、従業員及び代理人が本件に関連して不正競争防止法(平成5年法律第47号)に違反する贈賄行為にかかわっていないこと及び今後ともかかわらないことを誓約します。

また、当社並びに当社の役員、従業員及び代理人が不正競争防止法の贈賄に関する規定に違反した罪により起訴されていないこと及び過去5年間に有罪判決を受けていないことを確約します。

申込人と保険金受取人の住所、企業名、代表者氏名、保険利用者コード(9桁)、部門コード(6桁)の記入欄。

被保険者の住所、企業名、代表者氏名、保険利用者コード(9桁)、部門コード(6桁)の記入欄。

技術提供契約の相手方等に関する詳細情報表。契約者、支払人、信用状発行銀行の住所、格付、提供先国、船積前対象額、対価確認後対象額、元本、金利、合計、船積前付保率、信用危険、特約商品、他の保険契約、契約番号、リファレンス番号、担当部署名、担当者名、電話番号、メールアドレス、告知欄。

(裏面へ続く)

(旧)

貿易一般保険申込書 (技術提供契約)

独立行政法人日本貿易保険 御中 年 月 日

貿易一般保険約款及びこれに関する規定並びに※ 年 月 日付内諾番号 による内諾の内容を承認し、貿易一般保険(個別)手続細則又は知的財産権等のライセンス契約に係る貿易一般保険の取扱い(個別保険)についての規定に基づき、次のとおり貿易一般保険を申し込みます。

本件の貿易一般保険を申し込むに当たっては、当社が知りうる限りにおいては、当社並びに当社の役員、従業員及び代理人が本件に関連して不正競争防止法(平成5年法律第47号)に違反する贈賄行為にかかわっていないこと及び今後ともかかわらないことを誓約します。

また、当社並びに当社の役員、従業員及び代理人が不正競争防止法の贈賄に関する規定に違反した罪により起訴されていないこと及び過去5年間に有罪判決を受けていないことを確約します。

申込人と保険金受取人の住所、企業名、代表者氏名の記入欄。

※内諾の手続を要しなかった案件については内諾番号及び日付は記入不要です。

技術提供契約の相手方等に関する詳細情報表。契約者、支払人、保証人の住所、格付、提供先国、船積前対象額、対価確認後対象額、元本、金利、合計、船積前付保率、信用危険、特約商品、他の保険契約、契約番号、リファレンス番号、担当部署名、担当者名、告知欄。

(裏面へ続く)

(新)

- ・下記「告知事項」①～③のいずれかに該当することから、以下の通り告知いたします。
- ※非常危険のみの付保の場合は告知不要です。
- ・下記「告知事項」に記入した内容は、事実と相違ありません。
- ・記入内容が事実と相違した場合や告知内容に漏れがあった場合は、貿易一般保険約款第21条に基づき、保険契約を解除される場合があることを了解しています。

告知事項

①輸出契約等の相手方との間で決済期限が到来する債権について、決済期限に決済が予定通り行われず、45日以上の遅延が発生し、現時点において解消されていないこと

②輸出契約等の相手方が、操業停止状態にある、又は破産その他これに準ずる事由の準備段階にあることを

知ったこと

③その他、損失を受けるおそれのある重要な事実のあることを知ったこと

上記で「有」と回答した告知事項について

告知項目番号	内容説明

(旧)

告知欄	「重要事項説明書」及び商品パンフレットを受領し、又はホームページ (http://www.nexi.go.jp) からダウンロードして、その内容を確認・了解した。	はい	いいえ
-----	---	----	-----

- ・下記「告知事項」①～③のいずれかに該当することから、以下の通り告知いたします。
- ※非常危険のみの付保の場合は告知不要です。
- ・下記「告知事項」に記入した内容は、事実と相違ありません。
- ・記入内容が事実と相違した場合や告知内容に漏れがあった場合は、貿易一般保険約款第21条に基づき、保険契約を解除される場合があることを了解しています。

告知事項

①輸出契約等の相手方との間で決済期限が到来する債権について、決済期限に決済が予定通り行われず、45日以上の遅延が発生し、現時点において解消されていないこと

有

②輸出契約等の相手方又は代金等の支払人が、操業停止状態にある、又は破産その他これに準ずる事由の準備段階にあることを知ったこと

有

③その他、損失を受けるおそれのある重要な事実のあることを知ったこと

有

上記で「有」と回答した告知事項について

告知項目番号	内容説明

(新)

別表

枝番号	確認対価の内容 決済の種類別	決済 コード	保 険 対 象 額				保 険 期 間		
			通 貨	元 本	金 利	計	対価の確認日	決 済 期 日	ユーザンス
00	対価の分類								
	HSコード								
	受渡の条件								
	100% 契約元本				0				
	頭金				0				
					0	FS	FP		
					0	LS	LP		
					0		FP		
					0		LP		
01	対価の分類								
	HSコード								
	受渡の条件								
	100% 契約元本				0				
	頭金				0				
					0	FS	FP		
					0	LS	LP		
					0		FP		
					0		LP		
02	対価の分類								
	HSコード								
	受渡の条件								
	100% 契約元本				0				
	頭金				0				
					0	FS	FP		
					0	LS	LP		
					0		FP		
					0		LP		
契 約 元 本 合 計 (通 貨 別 合 計)						備考欄:			
対 価 確 認 後 対 象 金 額 合 計 (通 貨 別 合 計)									

- (注) 1. 枝番号 (1) 決済通貨、対価の分類、支払人が異なる場合は、別枝にして下さい。
(2) 役務(現地調達役務を含む)と現地調達貨物は別枝にして下さい。現地調達貨物は役務の決済コードをご利用ください。
(3) 役務の内容毎の金額が技術提供契約等の契約書に明記されている場合は、別枝としても差し支えありません。
2. 保険対象額(1) 技術提供契約等の契約書で定められている決済通貨で記入して下さい。
(2) 包括保険にあつては、技術提供契約等の締結日(ただし、発効条件が付されている技術提供契約等については、契約発効日。)以前に決済期日が到来している確認対価は除外して下さい。
(3) 金利がない場合は、「金利」、「計」の欄は記入を要しません。

(旧)

(新)

プラント及び役務提供コード一覧

※主なコードのみ掲載しております。
下記一覧に当てはまらない場合は財務省貿易統計の輸出統計品目表<http://www.customs.go.jp/yusyutu/index.htm>をご参照ください。

コード	名称
000100	鉱工業生産設備・機器(仲介貨物を含む。)
000110	鉱工業生産設備・現地調達貨物
000120	鉱工業生産設備・技術
000200	発電・変電または送電設備・機器(仲介貨物を含む。)
000210	発電・変電または送電設備・現地調達貨物
000220	発電・変電または送電設備・技術提供
000300	ガス貯蔵または供給設備・機器(仲介貨物を含む。)
000310	ガス貯蔵または供給設備・現地調達貨物
000320	ガス貯蔵または供給設備・技術提供
000400	石油貯蔵または送油設備・機器(仲介貨物を含む。)
000410	石油貯蔵または送油設備・現地調達貨物
000420	石油貯蔵または送油設備・技術提供
000500	建設用機械設備・機器(仲介貨物を含む。)
000510	建設用機械設備・現地調達貨物
000520	建設用機械設備・技術提供
000600	農業用機械設備・機器(仲介貨物を含む。)
000610	農業用機械設備・現地調達貨物
000620	農業用機械設備・技術提供
000700	蒸気発生設備・機器(仲介貨物を含む。)
000710	蒸気発生設備・現地調達貨物
000720	蒸気発生設備・技術提供
000800	通信機械設備・機器(仲介貨物を含む。)
000810	通信機械設備・現地調達貨物
000820	通信機械設備・技術提供
000900	電子応用設備・機器(仲介貨物を含む。)
000910	電子応用設備・現地調達貨物
000920	電子応用設備・技術提供
001000	荷役設備・機器(仲介貨物を含む。)
001010	荷役設備・現地調達貨物
001020	荷役設備・技術提供
001100	輸送設備・機器(仲介貨物を含む。)
001110	輸送設備・現地調達貨物
001120	輸送設備・技術提供
001200	上下水道、工業用水及び産業用排水処理設備・機器(仲介貨物を含む。)
001210	上下水道、工業用水及び産業用排水処理設備・現地調達貨物
001220	上下水道、工業用水及び産業用排水処理設備・技術提供
001300	試験、検査、研究設備・機器(仲介貨物を含む。)
001310	試験、検査、研究設備・現地調達貨物
001320	試験、検査、研究設備・技術提供
001400	医療設備・機器(仲介貨物を含む。)
001410	医療設備・現地調達貨物
001420	医療設備・技術提供
001500	廃棄物焼却及び処理設備・機器(仲介貨物を含む。)
001510	廃棄物焼却及び処理設備・現地調達貨物
001520	廃棄物焼却及び処理設備・技術提供
001600	照明設備・機器(仲介貨物を含む。)
001610	照明設備・現地調達貨物
001620	照明設備・技術提供
001700	公害防止及び防災設備・機器(仲介貨物を含む。)
001710	公害防止及び防災設備・現地調達貨物
001720	公害防止及び防災設備・技術提供
003000	総合エンジニアリング
003010	設計図・仕様書の作成、施工管理
003020	据付工事、運転指導、メンテナンス
003030	製造技術・工業技術・漁ろう技術等の提供
003040	ノウハウの提供
003050	その他エンジニアリング
003100	土木工事、建築工事
003200	工業所有権の譲渡・使用権の設定
003300	その他の技術提供

(旧)

(新)

決済コード表

決済コード	決済方法	役務	機器
10	L/C at sight	×	○
11	L/C *** days after B/L date	×	○
12	L/C *** days after sight	×	○
19	L/C other	×	○
20	D/A *** days after B/L date	×	○
21	D/A *** days after sight	×	○
29	D/A other	×	○
30	D/P at sight	×	○
31	D/P *** days after B/L date	×	○
32	D/P *** days after sight	×	○
39	D/P other	×	○
40	REMITTANCE at sight	×	○
41	REMITTANCE *** days after B/L date	×	○
42	REMITTANCE *** days after receipt of documents	×	○
49	REMITTANCE other	×	○
50	authorization to pay at sight	×	○
59	authorization to pay other	×	○
60	100% advance payment	×	○
64	progress payment (equipment)	×	○
65	progress payment (service)	○	×
70	retention (equipment)	×	○
71	retention (service)	○	×
73	milestone(scheduled) payment (multiple,equipment)	×	○
75	milestone(scheduled) payment (one-time,equipment)	×	○
76	milestone payment (service)	○	×
77	scheduled payment (multiple・service)	○	○
78	scheduled payment (one-time・service)	○	○

* 1
* 2

- * 1 ユーザンス期間に対価確認のインターバルの1/2の期間(マンスリー・プログレス・ペイメントであれば、15日)を加えること。
ただし、対価確認が複数回予定されており、かつ対価確認毎に異なるユーザンスが設定されている場合は、最も長いユーザンス(中間ユーザンス適用の場合は、中間ユーザンス同士の比較で最長のもの)がついている対価確認のユーザンスとなる。
- * 2 ユーザンス期間に「対価確認から請求invoice提示日」までの期間を加えること。
ただし、対価確認が複数回予定されており、かつ対価確認毎に異なるユーザンスが設定されている場合は、最も長いユーザンス(中間ユーザンス適用の場合は、中間ユーザンス同士の比較で最長のもの)がついている対価確認のユーザンスとなる。

(旧)

(新)

(旧)

別表1の1 確認対価(輸出貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸を含まない契約の場合)

枝番号	確認対価の内容 (据付費、保守費、訓練費等) 決済種別 (出来高払、留保金等)	保険対象額			保険期間		
		通貨	元本	金利	計	初回対価確認日 最終対価確認日	初回決済期日 最終決済期日
	契約元本						
00	役務 契約元本 対価確認後					FS LS	FP LP
通貨別合計							

(注)1. 枝番号

- (1) 決済通貨、決済方法、支払人が異なる場合は、別枝にして下さい。
- (2) 役務(現地調達役務を含む)と現地調達貨物は別枝にして下さい。
- (3) 役務の内容毎の金額が技術提供契約の契約書に明記されている場合は、別枝としても差し支えありません。

2. 保険対象額

- (1) 技術提供契約の契約書で定められている決済通貨で記入して下さい。
- (2) 金利がない場合は、「金利」、「計」の欄は記入を要しません。

(新)

(旧)

別表1の2 確認対価(輸出貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸を含む契約の場合)

枝番号	確認対価の内容 (本邦貨物、仲介貨物、現地調達貨物、据付費、保守費、訓練費等) 決済種別 (出来高払、留保金等)	保険対象額			保険期間	
		通貨	元本	金利	計	船積日又は対価確
	契約元本 FOB価額					
00	貨物(現地調達貨物を除く) 契約元本 船積前(FOB価額) 船積後				FS LS	FP LP
01	役務 契約元本 対価確認後				FS LS	FP LP
通貨別合計 (船積前対象額を除く。)						

(注)1. 枝番号

- (1) 決済通貨、決済方法、支払人が異なる場合は、別枝にして下さい。
- (2) 貨物(現地調達貨物を除く)、役務(現地調達役務を含む。)、現地調達貨物は別枝にして下さい。
- (3) 本邦貨物と仲介貨物は各金額が技術提供契約等の契約書に明記されている場合は、別枝としても差し支えありません。
- (4) 役務の内容毎の金額が技術提供契約の契約書に明記されている場合は、別枝としても差し支えありません。

2. 保険対象額

- (1) 技術提供契約の契約書で定められている決済通貨で記入して下さい。
- (2) 金利がない場合は、「金利」、「計」の欄は記入を要しません。

(新)

別紙様式第2-1

貿易一般保険(変更通知書・変更承認申請書)
(輸出契約/仲介貿易契約)

年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

輸出契約等を次のとおり変更しましたので貿易一般保険(個別)手続細則の規定に基づき、
通知します。
輸出契約等を次のとおり(変更したい・変更した)ので貿易一般保険(個別)手続細則の規定に基づき、
承認を申請します。

保険契約者

保険利用者コード:

住所:

企業名:

役職名:

氏名:

被保険者

保険利用者コード:

住所:

企業名:

役職名:

氏名:

保険証券番号 (必須)		変更の生じた日 (必須)	
		年 月 日	
変 更 必 事 項	(新)	(旧)	
	既納付保険料:		
項 変 更 必 事 項			
	由 連 絡 先		
振 込 先 備 考	担当部課名: 担当者名: 電話番号: メールアドレス:		
	銀行名:	支店名:	
	預金種目:普通・当座	口座番号:	
	口座名義:		
	※保険料返納の予定がある場合に記入してください。		

(旧)

別紙様式第2-1

貿易一般保険(変更通知書・変更承認申請書・訂正承認申請書)
(輸出契約/仲介貿易契約)

年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

輸出契約等を次のとおり変更しましたので貿易一般保険(個別)手続細則の規定に基づき、
通知します。
輸出契約等を次のとおり(変更したい・変更した)ので貿易一般保険(個別)手続細則の規定に基づき、
承認を申請します。
次のとおり保険申込書の記載事項を訂正したいので承認を申請します。

保険契約者

シツパーコード:

住所:

企業名:

役職名:

氏名:

印

被保険者

シツパーコード:

住所:

企業名:

役職名:

氏名:

印

保 險 証 券 番 号	変 更 の 生 じ た 日	
保 險 契 約 締 結 日	年 月 日	年 月 日
変 更 事 項	(新)	(旧)
	既納付保険料:	
項 変 更 事 項		
	由 連 絡 先	
振 込 先 備 考	担当部課名: 担当者名: 電話番号: FAX番号: メールアドレス:	
	銀行名	預金種目:普通・当座
	口座名義:	カナ名義:

(新)

貿易一般保険(変更通知書・変更承認申請書)
(技術提供契約)

年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

技術提供契約を次のとおり変更しましたので貿易一般保険
(個別) 手続細則の規定に基づき、通知します。

保険証券番号	
保険契約締結日	年 月 日
変更の生じた日	年 月 日
内容変更等通知期限	年 月 日

技術提供契約を次のとおり(変更したい・変更した)ので貿易一般保険(個別)
手続細則の規定に基づき、承認を申請します。

申込者

住所	
企業名	
代表者氏名	
保険利用者コード(9桁)	
部門コード(6桁)	

被保険者

住所	
企業名	
代表者氏名	
保険利用者コード(9桁)	
部門コード(6桁)	

変更事項	(新)	(旧)
変更事由		
連絡先	担当部課名	担当者名
	電話番号	メールアドレス

(旧)

貿易一般保険(変更通知書・変更承認申請書・訂正承認申請書)
(技術提供契約)

年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

技術提供契約を次のとおり変更しましたので貿易一般保険
(個別) 手続細則の規定に基づき、通知します。

保険証券番号	
保険契約締結日	年 月 日

技術提供契約を次のとおり(変更したい・変更した)ので貿易一般保険(個別)
手続細則の規定に基づき、承認を申請します。

次のとおり保険申込書の記載事項を訂正したいので承認を申請します。

申込者

住所	
企業名	
代表者氏名	印

被保険者

住所	
企業名	
代表者氏名	印

提供先国又は地域	支払国	保証国	変更の生じた日
変更事項	(新)	(旧)	
	既納付保険料:		
保険期間	最終対価確認日	最終決済日	最終対価確認日
	年 月 日	年 月 日	年 月 日
貨物	最終船積日	最終決済日	最終船積日
	年 月 日	年 月 日	年 月 日
船積前対象額 (FOB価額) (貨物の場合のみ)		船積前対象額 (FOB価額) (貨物の場合のみ)	
提供後対象額		提供後対象額	
変更事由			
備	契約番号:	国コード:	バイヤーコード:
連絡先	担当部課名:	担当者名:	
(返還保険料が発生する場合)	振込先	銀行名:	本支店名:
		預金種目: 普通・当座	口座番号:
		口座名義:	

(新)

枝 番 号	変 更 事 由	確 認 対 価 の 内 容 別	決 済 コ ー ド	保 險 対 象 額		保 險 期 間				ユーザンス		
				通 貨	旧	新	最 終 船 積 期 日		決 済 期 日		旧	新
							旧	新	旧	新		
00		FOB価額/契約元本										
01		FOB価額/契約元本										
02		FOB価額/契約元本										

- (注) 1. 枝番号
 (1) 決済通貨、決済方法、支払人が異なる場合は、別枝にして下さい。
 (2) 貨物(現地調達貨物を除く)、役務(現地調達役務を含む。)、現地調達貨物は別枝にして下さい。
 (3) 本邦貨物と仲介貨物は各金額が技術提供契約等の契約書に明記されている場合は、別枝としても差し支えありません。
 (4) 役務の内容毎の金額が技術提供契約等の契約書に明記されている場合は、別枝としても差し支えありません。
2. 保険対象額
 (1) 技術提供契約等の契約書で定められている決済通貨で記入して下さい。
 (2) 包括保険にあっては、技術提供契約等の締結日(ただし、発効条件が付されている技術提供契約等については、契約発効日。)以前に決済期

(旧)

枝 番 号	確 認 対 価 の 内 容 (本 邦 貨 物 、 仲 介 貨 物 、 現 地 調 達 貨 物 、 据 付 費 、 保 守 費 、 訓 練 費 等)	保 險 対 象 額			保 險 期 間				備 考	
		通 貨	旧	新	最 終 船 積 期 日		決 済 期 日			
					旧	新	旧	新		

- (注) 1. 枝番号
 (1) 決済通貨、決済方法、支払人が異なる場合は、別枝にして下さい。
 (2) 貨物(現地調達貨物を除く)、役務(現地調達役務を含む。)、現地調達貨物は別枝にして下さい。
 (3) 本邦貨物と仲介貨物は各金額が技術提供契約等の契約書に明記されている場合は、別枝としても差し支えありません。
 (4) 役務の内容毎の金額が技術提供契約等の契約書に明記されている場合は、別枝としても差し支えありません。
2. 保険対象額
 (1) 技術提供契約等の契約書で定められている決済通貨で記入して下さい。

(新)

変更事由コード表

コード	内容
01	増額新規
02	減額変更
03	通貨の変更
04	貨物の変更
05	契約形態の変更
06	船積時期の変更(延長)
07	船積時期の変更(短縮)
08	支払国(ILC発行・確認国)の変更
09	売相手国の変更
10	仕向国の変更
11	売相手国の変更
12	仕向国の変更
13	同一国支払人(ILC発行・確認者)の変更
14	同一国相手方の変更
15	決済条件の変更(延長)
16	決済条件の変更(短縮)
17	決済条件の変更(その他)
99	その他の変更

(旧)

(新)

決済コード表

決済コード	決済方法	役務	機器
10	L/C at sight	×	○
11	L/C *** days after B/L date	×	○
12	L/C *** days after sight	×	○
19	L/C other	×	○
20	D/A *** days after B/L date	×	○
21	D/A *** days after sight	×	○
29	D/A other	×	○
30	D/P at sight	×	○
31	D/P *** days after B/L date	×	○
32	D/P *** days after sight	×	○
39	D/P other	×	○
40	REMITTANCE at sight	×	○
41	REMITTANCE *** days after B/L date	×	○
42	REMITTANCE *** days after receipt of documents	×	○
49	REMITTANCE other	×	○
50	authorization to pay at sight	×	○
59	authorization to pay other	×	○
60	100% advance payment	×	○
64	progress payment (equipment)	×	○
65	progress payment (service)	○	×
70	retention (equipment)	×	○
71	retention (service)	○	×
73	milestone(scheduled) payment (multiple,equipment)	×	○
75	milestone(scheduled) payment (one-time,equipment)	×	○
76	milestone payment (service)	○	×
77	scheduled payment (multiple*service)	○	○
78	scheduled payment (one-time*service)	○	○

* 1
* 2

- * 1 ユーザンス期間に対価確認のインターバルの1/2の期間(マンスリー・プログレス・ペイメントであれば、15日)を加えること。
ただし、対価確認が複数回予定されており、かつ対価確認毎に異なるユーザンスが設定されている場合は、最も長いユーザンス(中間ユーザンス適用の場合は、中間ユーザンス同士の比較で最長のもの)がついている対価確認のユーザンスとなる。
- * 2 ユーザンス期間に「対価確認から請求invoice提示日」までの期間を加えること。
ただし、対価確認が複数回予定されており、かつ対価確認毎に異なるユーザンスが設定されている場合は、最も長いユーザンス(中間ユーザンス適用の場合は、中間ユーザンス同士の比較で最長のもの)がついている対価確認のユーザンスとなる。

(旧)

貿易一般保険 訂正承認申請書
（輸出契約／仲介貿易契約）

年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

保険契約者

保険利用者コード：

住所：

企業名：

役職名：

氏名： 印

被保険者

保険利用者コード：

住所：

企業名：

役職名：

氏名：

【保険申込書／変更通知書】の記載事項について、以下のとおり訂正を希望し承認を申請します。当社は、以下に記載する了解事項について理解した上で保険契約の訂正の申請を行います。

了解事項：	
1.	保険契約の訂正に係る効力発生日は、保険申込書記載事項の訂正にあっては保険契約締結日とし、変更通知書記載事項の訂正にあっては当該変更に係る保険契約変更効力発生日とする。
2.	<p>保険契約の訂正が行われた場合であっても、当該訂正の申請日以前に発生していた事由（約款第4条第14号の事由にあっては、履行遅滞の発生をいう。以下次項において同じ。）により生じた損失について、日本貿易保険はてん補する責めに任じない。ただし、当該損失が訂正事項に基づいて生じた損失に該当しない場合はこの限りでない。なお、訂正事項に基づいて生じた損失とは、以下のものとする。</p> <p>(1) 仕向国の訂正がなされた場合にあつては、当該訂正後の仕向国に係る事由による損失（当該訂正後の仕向国向け取引であることに起因又は関連し他の国・地域において生じた事由による損失を含む）</p> <p>(2) 支払国の訂正がなされた場合にあつては、当該訂正後の支払国に係る事由による損失（当該訂正後の支払国からの支払であることに起因又は関連し他の国・地域において生じた事由による損失を含む）</p> <p>(3) 輸出契約等の相手方（輸出契約等の締結の相手方及び支払人）の訂正がなされた場合にあつては、当該訂正後の輸出契約等の相手方に係る事由による損失（当該訂正後の輸出契約等の締結の相手方向け取引であること又は当該訂正後の支払人からの支払であることに起因又は関連し生じた非常事由による損失を含む）</p> <p>(4) I L C決済を含む保証付案件において、保証内容の訂正がなされた場合にあつては、当該訂正後の保証内容に起因又は関連し保証履行（I L C決済を含む。）が行われないことによる損失</p> <p>(5) 輸出契約等の決済条件に係る不利な条件への訂正（適格銀行が発行若しくは確認するI L Cを含む支払保証等が付かなくなったこと又は政府開発援助契約等に該当しなくなったこと等をいう）があった場合において、約款第4条第11号から14号までのいずれかの事由により生じた損失</p> <p>(6) 保険価額の増額訂正がなされた場合にあつては、当該訂正された部分についての損失</p> <p>(7) 上記各号に定める以外の場合において、訂正事項に起因して生じた損失（ただし、船積期日若しくは対価の確認日、ユーザンス期間、決済予定日に係る訂正の場合を除く）</p>
3.	前項にかかわらず、約款第8条第5号に係る誤記訂正の場合は、 当該訂正の申請に係る日本貿易保険の承認日前に発生していた事由により生じた一切の損失について、日本貿易保険はてん補する責めに任じない。

保 険 証 券 番 号 (必 須)													
訂 正 必 須 項 目 連 絡 先 振 込 先 備 考	<table border="1"> <tr> <td>(新)</td> <td>(旧)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 担当部課名： 担当者名： 電話番号： メールアドレス： </td> </tr> <tr> <td>銀行名</td> <td>支店名：</td> </tr> <tr> <td>預金種目：普通・当座</td> <td>口座番号：</td> </tr> <tr> <td>口座名義：</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">※保険料返納の予定がある場合に記入してください。</td> </tr> </table>	(新)	(旧)	担当部課名： 担当者名： 電話番号： メールアドレス：		銀行名	支店名：	預金種目：普通・当座	口座番号：	口座名義：		※保険料返納の予定がある場合に記入してください。	
(新)	(旧)												
担当部課名： 担当者名： 電話番号： メールアドレス：													
銀行名	支店名：												
預金種目：普通・当座	口座番号：												
口座名義：													
※保険料返納の予定がある場合に記入してください。													

（注）約款第8条第5号に係る誤記訂正の場合は、当該誤記に係る経緯書を添付の上、本申請を行ってください。

(新)

別紙様式第2-4 (新設)

貿易一般保険 訂正承認申請書
(技術提供契約)

年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

申込人		被保険者	
住所		住所	
企業名		企業名	
代表者氏名		代表者氏名	
保険利用者コード(9桁)		保険利用者コード(9桁)	
部門コード(6桁)		部門コード(6桁)	

[保険申込書/変更通知書]の記載事項について、以下のとおり訂正を希望し承認を申請します。当社は、以下に記載する了解事項について理解した上で保険契約の訂正の申請を行います。

<p>了解事項：</p> <p>1. 保険契約の訂正に係る効力発生日は、保険申込書記載事項の訂正にあつては保険契約締結日とし、変更通知書記載事項の訂正にあつては当該変更に係る保険契約変更効力発生日とする。</p> <p>2. 保険契約の訂正が行われた場合であっても、当該訂正の申請日以前に発生していた事由（約款第4条第14号の事由にあつては、履行遅滞の発生をいう。以下次項において同じ。）により生じた損失について、日本貿易保険はてん補する責めに任じない。ただし、当該損失が訂正事項に基づいて生じた損失に該当しない場合はこの限りでない。なお、訂正事項に基づいて生じた損失とは、以下のものとする。</p> <p>(1) 仕向国の訂正がなされた場合にあつては、当該訂正後の仕向国に係る事由による損失（当該訂正後の仕向国向け取引であることに起因又は関連し他の国・地域において生じた事由による損失を含む）</p> <p>(2) 支払国の訂正がなされた場合にあつては、当該訂正後の支払国に係る事由による損失（当該訂正後の支払国からの支払であることに起因又は関連し他の国・地域において生じた事由による損失を含む）</p> <p>(3) 輸出契約等の相手方（輸出契約等の締結の相手方及び支払人）の訂正がなされた場合にあつては、当該訂正後の輸出契約等の相手方に係る事由による損失（当該訂正後の輸出契約等の締結の相手方向け取引であること又は当該訂正後の支払人からの支払であることに起因又は関連し生じた非常事由による損失を含む）</p> <p>(4) I L C決済を含む保証付案件において、保証内容の訂正がなされた場合にあつては、当該訂正後の保証内容に起因又は関連し保証履行（I L C決済を含む。）が行われないことによる損失</p> <p>(5) 輸出契約等の決済条件に係る不利な条件への訂正（適格銀行が発行若しくは確認するI L Cを含む支払保証等が付かなくなったこと又は政府開発援助契約等に該当しなくなったこと等をいう）があつた場合において、約款第4条第11号から14号までのいずれかの事由により生じた損失</p> <p>(6) 保険価額の増額訂正がなされた場合にあつては、当該訂正された部分についての損失</p> <p>(7) 上記各号に定める以外の場合において、訂正事項に起因して生じた損失（ただし、船積期日若しくは対価の確認日、ユーザンス期間、決済予定日に係る訂正の場合を除く）</p> <p>3. 前項にかかわらず、約款第8条第5号に係る誤記訂正の場合は、当該訂正の申請に係る日本貿易保険の承認日前に発生していた事由により生じた一切の損失について、日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p>
--

(旧)

保 險 証 券 番 号	保 險 契 約 締 結 日	内 容 変 更 等 通 知 期 限
	年 月 日	年 月 日
(新)		(旧)
訂正事項		
連絡先	担当部課名： 担当者名： 電話番号： メールアドレス：	
備考		

(注) 約款第8条第5号に係る誤記訂正の場合は、当該誤記に係る経緯書を添付の上、本申請を行ってください。